



新潟県

地域未来投資促進法に基づく支援について

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域へ高い経済波及効果を及ぼす事業に取り組む企業を支援します

1 主な支援措置

(1) 税制による支援措置 (適用期限：令和10年3月31日まで)

◎ 知事が承認し、国（主務大臣）が先進性を確認した地域経済牽引事業を税制で支援します

(地域経済牽引事業の承認要件は裏面、国による先進性の確認基準は下記囲みを参照)

■ 【国税※】 課税の特例措置が受けられます (法人税・所得税)

※適用要件等については、国税庁HPを御確認いただき、ご不明な点は税務署にお問い合わせください

■ 【県税】 課税免除等が受けられます

(不動産取得税、事業税(所得割・収入割)、法人県民税(超過課税分))

■ 【市町村税※】 課税免除等が受けられます (固定資産税)

※市町村税(固定資産税)の軽減の有無・適用要件等については各市町村にお問い合わせください

国（主務大臣）による事業の先進性の確認基準 【申請窓口：経済産業省関東経済産業局】

- ① 先進性を有すること (労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上等)
- ② 設備投資額が2,000万円以上であること
- ③ 設備投資額が前年度の減価償却費の20%以上であること (※)
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

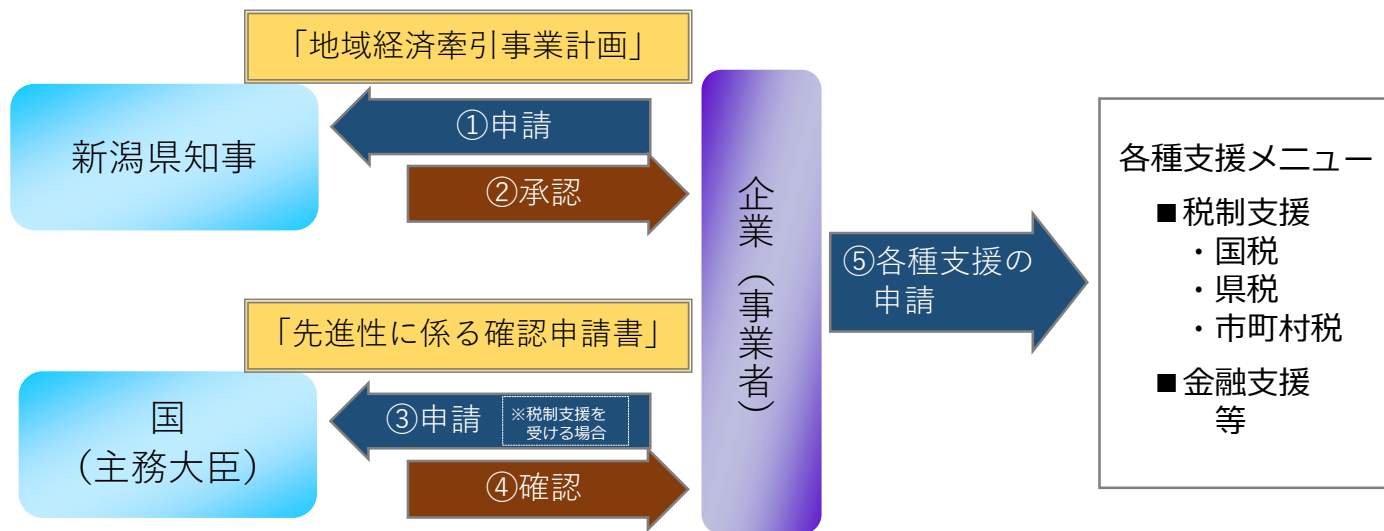
※対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること

区分	税目	支援措置	対象設備・範囲等	国（主務大臣）による先進性確認基準以外の要件
国税	法人税 又は所得税	税額控除4% 又は特別償却40% (上乗せ要件を満たす場合はそれぞれ5%又は50%)	機械装置、器具備品	【適用の主な注意点】 ・取得価額の合計額のうち対象となる金額は80億円が限度 ・税額控除はその事業年度の法人税額等の20%相当額が限度 ・対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は対象外 ・R7年3月31日までに対象施設を事業の用に供した場合に適用
		税額控除2% 又は特別償却20%	建物、附属設備、構築物	
県税	不動産取得税	課税免除	建物、土地 (事務所等を除く)	建物、構築物、土地(工場等の対象部分の垂直投影部分)の取得価額が1億円超
	事業税 (所得割・収入割)	税率1/2・3年間	地域経済牽引事業の用に供する施設・設備に相当する部分	各減税年度の新潟県事業税(所得割・収入割)課税標準額が、事業開始前5年間平均+5%以上
	法人県民税 (超過課税分)	税率1/2・3年間	法人県民税超過課税分	
市町村税	固定資産税	課税免除・3年間等	建物、構築物、土地	各市町村にお問い合わせください

(2) 金融による支援措置 【日本政策金融公庫による融資制度】

- ◎ 中小企業者は、地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、日本政策金融公庫から固定金利での貸付けを受けることができます。融資条件など詳しくは、日本政策金融公庫・支店窓口までお問い合わせください

2 地域未来投資促進法の活用フロー



- ※ 地域未来投資促進法に基づく各種支援メニューを活用するためには、「地域経済牽引事業計画」を作成し知事の承認を得る必要があります。
- ※ 「地域経済牽引事業計画」の承認前に取得（建物の場合は着工）した建物・設備等は各種支援措置の対象となりませんので申請時期にご注意ください。
- ※ 各種支援メニューのうち税制支援を受けるためには、知事による「地域経済牽引事業計画」の承認に加え、国（主務大臣）による事業の先進性の確認が必要です。
- ※ 国（主務大臣）による確認を受けた後に取得した、建物、建物附属設備、構築物、機械装置、器具備品が、税制支援（法人税・所得税、県税、市町村税の減免措置）の対象となります。
- ※ 正式な申請の前に事前の素案（ドラフト版）を県産業立地課（E-mail:ngt050080@pref.niigata.lg.jp）に提出し、内容の確認を受けてください。なお、ドラフト版の提出から承認までには、概ね2か月を要します。
- ※ また、国（主務大臣）への確認申請の受付は概ね3か月ごとです。（窓口：経済産業省関東経済産業局、受付・確認日程等は経済産業省ホームページでご確認ください）「地域経済牽引事業計画」の承認と併せて、手続きの日程にご注意ください。
- ※ 「地域経済牽引事業計画」の承認は、各種支援メニューの適用を保証するものではありません。各実施機関に対し要件等を確認してください。

3 地域経済牽引事業計画の承認要件

※ 新潟県全域基本計画における承認要件
新潟県全域基本計画は、市町村別基本計画が該当しない事業分野等に適用します

【要件1】 地域の特性及びその活用戦略に該当（①～⑪のいずれか）

- ① 新潟県の食料品、機械、金属、化学、電気機械・電子部品、輸送用機械などの産業集積を活用した**成長ものづくり分野**
- ② 新潟県の新潟港、直江津港、新潟空港、北陸・関越自動車道などの交通インフラを活用した**物流関連分野**
- ③ 新潟県のコシヒカリ、越後姫（いちご）、にいがた和牛、越後杉、魚介類など多彩な特産物を活用した**農林水産・地域商社分野**
- ④ 新潟県のA I、I o T、ビッグデータ活用等の技術を活用した**第4次産業革命分野**
- ⑤ 新潟県の新潟大学、長岡技術科学大学などの大学、専修学校等のICT人材を活用した**情報通信関連産業分野**
- ⑥ 新潟県の海岸線、河川、森林、雪冷熱、天然ガスなどの豊富な天然資源を活用した**エネルギー関連分野**
- ⑦ 新潟県の四季の自然、多彩な食、温泉、地域に根ざした歴史・文化・スポーツなど多様な観光資源を活用した**観光・スポーツ・文化・まちづくり分野**
- ⑧ 新潟県の基幹産業である建設産業の集積を活用した**建設産業分野**
- ⑨ 新潟県の大学、多彩な分野の高等専修学校等の集積を活用した**教育サービス分野**
- ⑩ 新潟県の企業、大学などの健康関連の知見を活用した**健康関連産業・ヘルスケア分野**
- ⑪ 新潟県の地域の医療機関等が保有するビッグデータなど医療・健康分野の情報を活用した**医療・ヘルスケア分野**

【要件2】 高い付加価値の創出

- 付加価値額増加分4,243万円超（付加価値額＝売上高-費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）＋給与総額＋租税公課）

【要件3】 いずれかの経済的効果

- 取引額：5%増加
- 売上高：5%増加
- 雇用者数：1%増加
- 雇用者給与等支給額：2%増加

地域未来投資促進法の最新情報はこちら

経済産業省 地域未来投資促進法

検索

新潟県 地域未来投資促進法

検索

お問い合わせ

新潟県 産業労働部 産業立地課

TEL: 025-280-5248 FAX: 025-280-5508
E-mail: ngt050080@pref.niigata.lg.jp

新潟県未来法HP

